

お客様各位

セイノーロジック株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

アメリカ向け HTSUS Code 記載のお願い②

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年 11 月にご案内致しました掲題の件に関しまして、アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP) より、Harmonize Tariff Schedule of the United States number (HTSUS) の申告義務化が約 6 か月延期になった旨の通知がありましたので、お知らせ致します。

敬具

記

対象仕向け地 : 全アメリカ向け

適用開始日 : 2018 年 7 月 2 日以降現地申告分～ (予定)
(約 6 か月の適用延期)

記載項目 : 6 桁の Harmonize Tariff Schedule of the United States number (HTSUS)
※複数個存在する場合、HBL 上の HTSUS は ISF 情報としてファイリング
されている情報と合致するようにお願い致します。

アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP) 通達は以下の URL でご参照いただけます。

https://apps.cbp.gov/csms/csms.asp?srch_argv=18-000013&srctype=all&opt=1

以上